

令和5年3月20日  
事務連絡

各市区町村 住宅担当課 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課

### 市町村賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画の一体的な作成について（周知）

平素より国土交通行政にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第6条に規定する市町村賃貸住宅供給促進計画を含め、市町村が法令等に基づき策定する住宅関係の計画については、「住生活基本計画（都道府県計画）の変更について」（令和3年6月30日付け国住政第20号・国不土第38号）において、各法令等に定める所定の手続を踏むことで、一の計画として策定して差し支えないこととしております。

令和4年地方分権改革に関する提案募集を踏まえ、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）において、市町村賃貸住宅供給促進計画については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することによる、市町村の事務負担の軽減に資するような方策について、市町村に令和4年度中に通知することとされました。

国土交通省では、令和4年に都道府県を対象とし、都道府県賃貸住宅供給促進計画及び住生活基本計画の一体的な策定に関する実態調査を実施し、各都道府県より両計画を一体的に策定する際の事務負担軽減に資する工夫について回答をいただきました。本調査の結果については、市町村賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画をはじめとする政策的に関連の深い他の計画等を一体的に策定する際の参考となると考えられるため、添付のとおり周知させていただきます。各市町村におかれましては、今後の計画策定の参考としていただきますようお願い致します。

以上

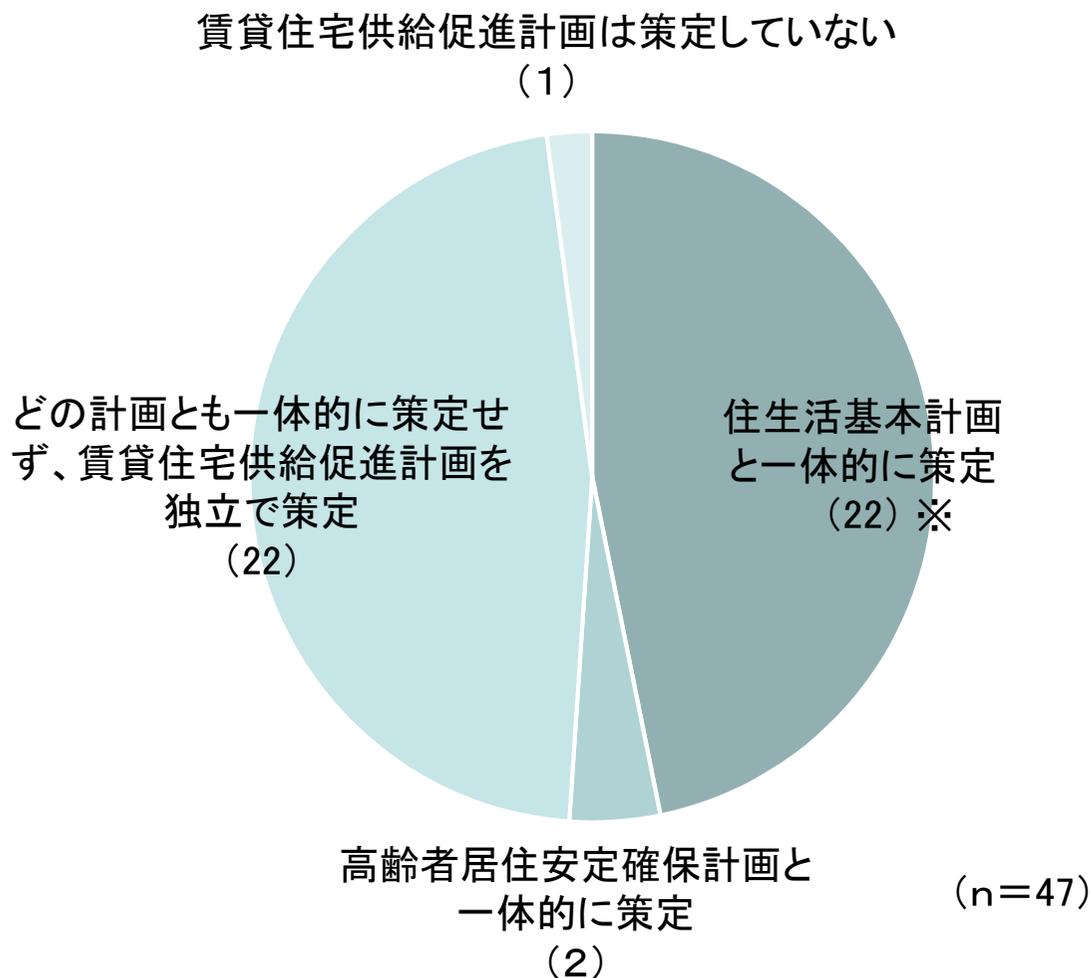
# 賃貸住宅供給促進計画と 住生活基本計画の一体的な策定に関する調査結果

国土交通省住宅局  
住宅総合整備課

調査期間：令和4年10月5日～19日  
調査対象：47都道府県

# ①賃貸住宅供給促進計画の一体的策定の状況

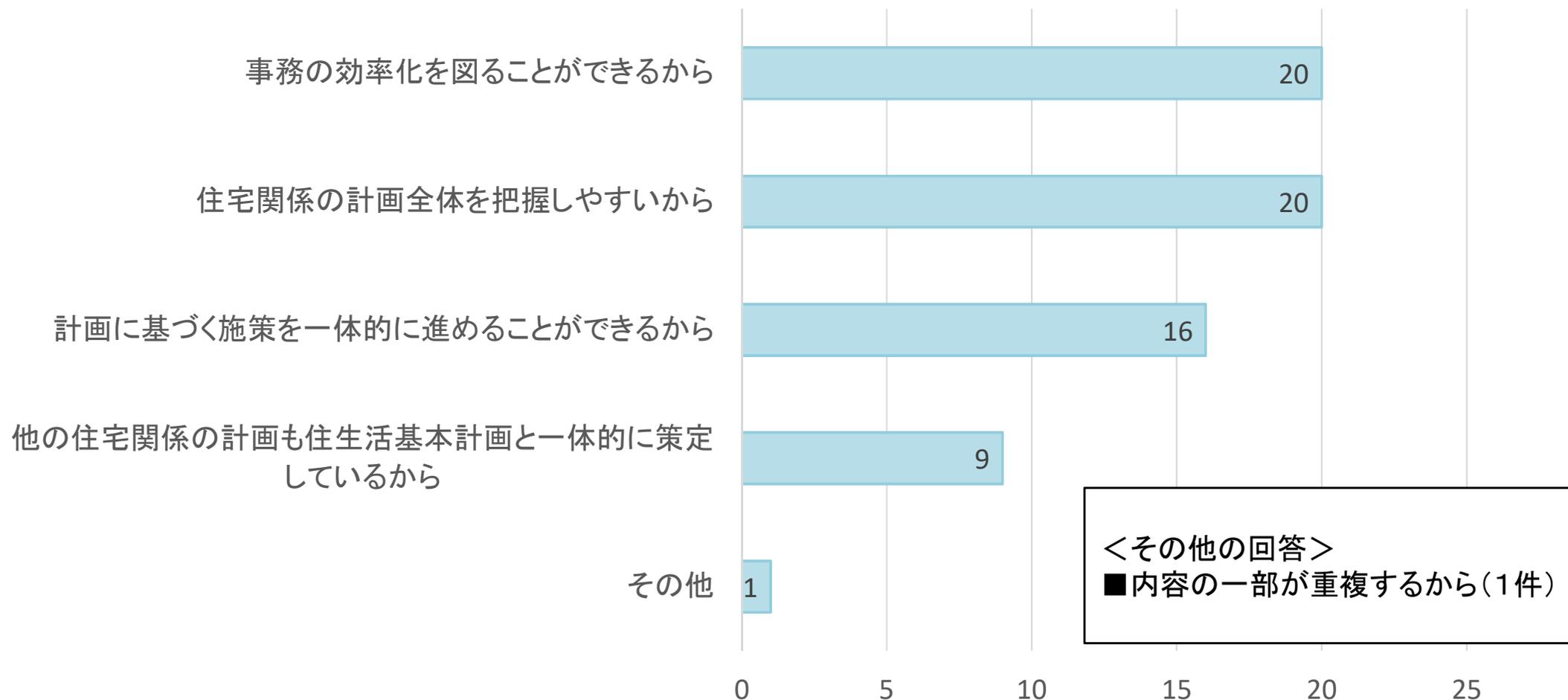
- ・賃貸住宅供給促進計画について、住生活基本計画等と一体的に策定した地方公共団体が半数を超えている。



※住生活基本計画以外の、他の住宅関係の計画(マンション管理適正化推進計画、高齢者居住安定確保計画)とも一体的に策定した地方公共団体も存在。

## ②住生活基本計画と一体的に策定した理由(複数回答)

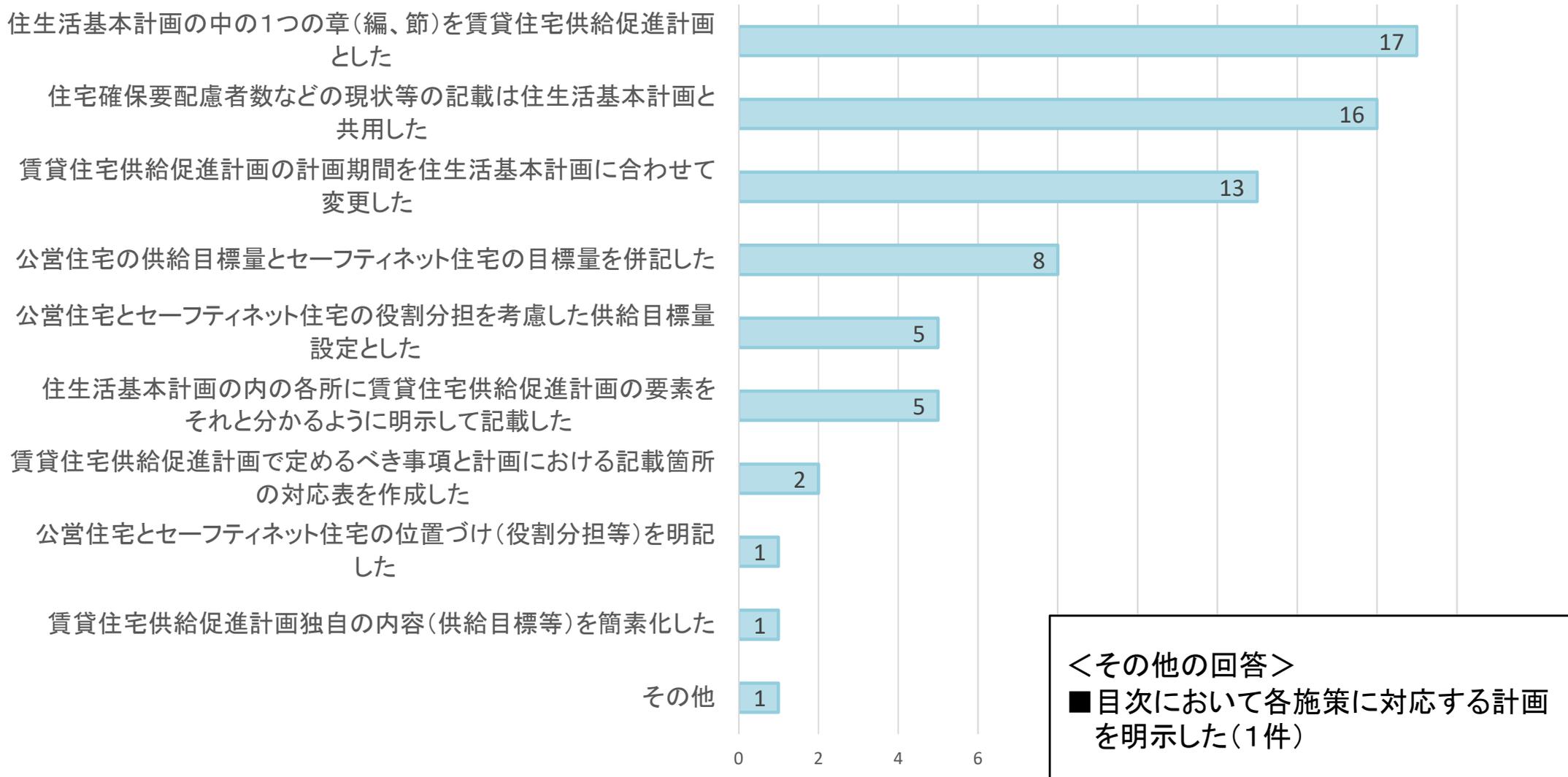
- ・一体的に策定した理由として、「事務の効率化を図ることができる」、「住宅関係の計画全体を把握しやすい」との回答が多数。



※ ①で「住生活基本計画と一体的に策定」と回答した22の地方公共団体が回答

### ③ 一体的な策定において構成面で工夫した点(複数回答)

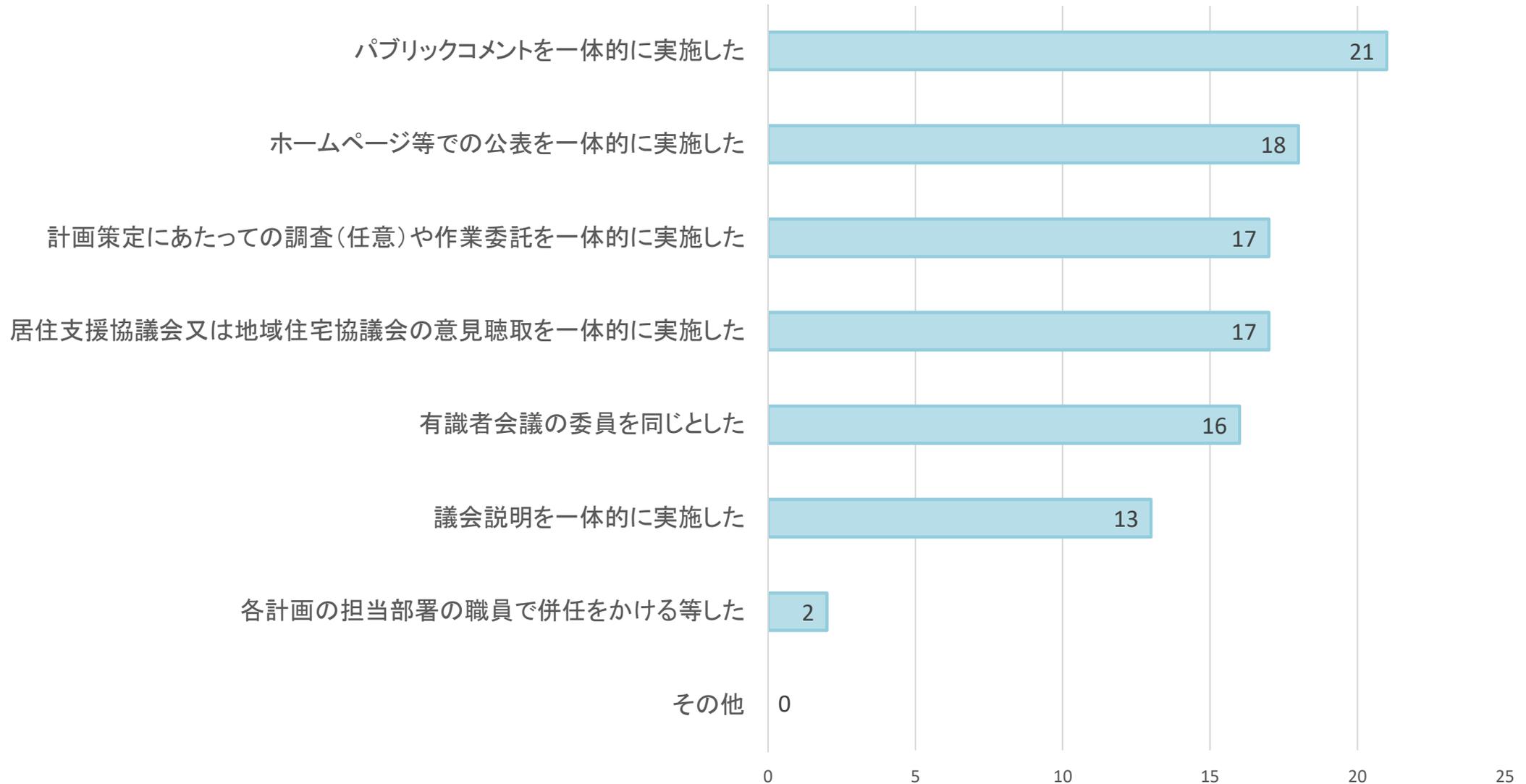
・構成面の工夫として、「住生活基本計画の中の1つの章に賃貸住宅供給促進計画を位置付け」、「住宅確保要配慮者の数などの現状等の記載を共用」とのが多数。



※ ①で「住生活基本計画と一体的に策定」と回答した22の地方公共団体が回答

## ④ 一体的な策定において手続面で工夫した点(複数回答)

・事務負担の軽減のため、パブリックコメントや計画策定のための調査、意見聴取を一体的に実施したといった回答が多数。



※ ①で「住生活基本計画と一体的に策定」と回答した22の地方公共団体が回答